



島根県報

平成29年10月3日（火）

第2,943号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(2件)	(中 小 企 業 課)	2
職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の一部改正	(雇 用 政 策 課)	4

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	(総 務 課)	4
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	()	7
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	(中 小 企 業 課)	10

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		10
---------------------	--	----

告 示**島根県告示第530号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町北原1100・1461-1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・1468-1・1471-1・1623-26・1623-27・1623-63（以上5筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町上久野1853-6、1854-5、1856-2、1869-6、1870-4、1871-7

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

3(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市三刀屋町乙加宮2922-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第531号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ウォンツ片庭店 島根県浜田市片庭町86-10外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

N T T ファイナンス株式会社 代表取締役社長 坂井 義清 東京都港区港南1-2-70

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグストア ウェルネス片庭店

(変更後) (仮称) ウォンツ片庭店

(4) 変更の年月日

平成29年9月4日

2 届出年月日

平成29年9月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第532号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 島根県大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練塀町3番地

J A三井リース株式会社 代表取締役 古谷 周三 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

- (4) 変更の年月日
平成29年6月29日
- 2 届出年月日
平成29年9月22日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第533号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成29年島根県告示第406号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号中「基礎1級、基礎2級」を「基礎級」に改める。

第4号の表中「左官」の次に「、築炉」を加える。

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、平成28年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 公文書公開の状況
- (1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	受付数	公文書数
県政情報センター	674	2,108
松江地区県政情報コーナー	13	20
雲南地区県政情報コーナー		

出雲地区県政情報コーナー	10	13
県央地区県政情報コーナー	5	5
浜田地区県政情報コーナー	48	79
益田地区県政情報コーナー	9	25
隠岐地区県政情報コーナー		
単独地方機関等	2	7
小 計	761	2,257
警察情報公開センター	128	438
各警察署情報公開窓口		
小 計	128	438
合 計	889	2,695

- 注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。
 2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

(2) 請求の処理状況

単位：件

公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
1,872	586	6	190	1		40		2,695

- 注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。
 2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。
 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	合計	
	本庁	地方機関
知事	2,048	1,104
政策企画局		
総務部	139	45
防災部	51	51
地域振興部	2	2
環境生活部	28	28
健康福祉部	1,010	549
農林水産部	85	41
商工労働部	86	86
土木部	626	466
出納局	6	
企業局	15	3
病院事業管理者	16	15
議会	61	
教育委員会	105	105
選挙管理委員会	25	25
人事委員会	1	
監査委員		

公安委員会	47	47	
警察本部長	391	391	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	1	1	
合 計	2,695	1,576	1,119

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
27 (繰越 4)	1				1	25	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	184	320	171	405	66	227
松江地区県政情報コーナー	1	23	31	100		
雲南地区県政情報コーナー		15	15	37		
出雲地区県政情報コーナー	13	101	56	165		
県央地区県政情報コーナー	9	57	24	82	1	1
浜田地区県政情報コーナー	41	11	30	90		
益田地区県政情報コーナー		2	39	98		
隠岐地区県政情報コーナー		9			1	1
小 計	248	538	366	977	68	229
警察情報公開センター	1	1				
各警察署情報公開窓口	1	1				
小 計	2	2				
合 計	250	540	366	977	68	229

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	

附属機関	258	58	21	179	40
附属機関に類するもの	128	59	53	16	169
合 計	386	117	74	195	209

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
18	3	3	2		1		1	

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数を用いる。

注 2 「回答の内訳」は、通知書の数を用いる。

注 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

注 4 「その他」は、検討中のもの等の数を用いる。

(2) 異議申出の状況

単位：件

異議申出	処 理 内 訳					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	検討中
1 (繰越)			1			

注 1 件数は、異議申出書の数を用いる。

注 2 「異議申出」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申出を受け付けたもののうち当該年度当初において検討中であったものをいい、内数である。

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成28年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	12	17					12	17
松江地区県政情報コーナー	2	2					2	2
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー	1	3					1	3
県央地区県政情報コーナー	2	2					2	2
浜田地区県政情報コーナー	3	4					3	4
益田地区県政情報コーナー								
隠岐地区県政情報コーナー	1	1					1	1

単独地方機関等					
小 計	21	29		21	29
警察情報公開センター	9	25		9	25
各警察署情報公開窓口	9	22		9	22
小 計	18	47		18	47
合 計	39	76		39	76

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、処理をした公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	25			25
政策企画局				
総務部				
防災部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部				
農林水産部	25			25
商工労働部				
土木部				
出納局				
企業局				
病院事業管理者	1			1
議会				
教育委員会	3			3
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				
公安委員会				
警察本部長	47			47
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	76			76

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 67件

イ 口頭による開示請求の実施 1,129件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合計
21	51		2			2		76

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	3 (繰越 3)			1			2	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

20団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決 定 の 内 訳					その他
		開 示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
1	69	69					

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。

3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。

4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。

5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(3) 口頭による開示申出状況

該当なし

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

(5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

- (6) 異議申出の状況
該当なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストア ウェルネス片庭店 島根県浜田市片庭町86-10外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
N T Tファイナンス株式会社 代表取締役社長 坂井 義清 東京都港区港南1-2-70
- 3 承継の年月日
平成29年9月4日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 広島県広島市西区井口明神1-1-10
- 5 承継の理由
N T Tファイナンス株式会社が建物を設置することとなったため
- 6 承継に係る店舗面積
1,225平方メートル
- 7 縦覧場所
浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成29年10月3日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人慈誠会山根病院三隅分院	浜田市三隅町岡見290-1	平成29年9月25日